



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成30年 3月22日
		14時00分
資料配布		

(国土交通省・和歌山市 同時発表)

件名	<p>和歌山市の歴史的風致維持向上計画を認定</p> <p>～<small>やな</small>築国土交通大臣政務官より和歌山市長に認定証を直接交付します～</p> <p>(近畿地方整備局管内においては11例目)</p>
----	---

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」第5条に基づき、和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画について、3月26日付けで主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定します。 ○ 当日は、下記のとおり、築国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を和歌山市長に対して直接交付します。 ○ 近畿地方整備局管内では、これまで10市町が認定を受けているところですが、今回和歌山市が加わることにより11市町となります。 <p>◆ 日時 平成30年3月26日(月) 15:10～</p> <p>◆ 場所 築国土交通大臣政務官室 (千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階)</p>
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	<p>(別紙についての問合せ先)</p> <p>近畿地方整備局建政部計画管理課 <small>おおすみ たが</small> 大澄・田賀 TEL:06-6942-1051(直通)</p> <p>(認定式・計画内容等の連絡先)</p> <p>国土交通省都市局公園緑地・景観課 <small>とみどころ くどう</small> 富所・工藤 TEL:03-5253-8954(直通)</p> <p>文化庁文化財部伝統文化課 <small>なかた ささき</small> 中田・佐々木 TEL:03-5253-4111(内線 2865,2415)</p> <p>農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 <small>くぼ しみず</small> 久保・清水 TEL:03-3502-6004</p>
------	--

歴史的風致維持向上計画とは

「歴史まちづくり法」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

近畿地方整備局では、和歌山市の歴史的風致維持向上計画に基づく各種の取組（歴史的建造物や道路の美装化・修景整備等）に対し、社会資本整備総合交付金等を用いた支援を行ってまいります。

和歌山市歴史的風致維持向上計画の概要

国指定名勝「^{わか}和歌の浦^{うら}」や、国指定重要文化財^{きみいでら}紀三井寺
^{ごこくいんたほうとう}「護国院多宝塔」及びその周辺地域と、^{きしゅうとうしょうぐわいだいさい}紀州東照宮例大祭や
 紀三井寺境内の湧水の保全活動、和歌浦湾の漁業と結びついた
^{のぼり}幟揚げ神事等の伝統行事等からなる歴史的風致の維持向上を
 図るため、紀州東照宮等の歴史的建造物の保存修理や公開活用、
 紀三井寺周辺等の修景整備、和歌祭等の祭礼活動に係る活動支
 援や担い手育成に関する事業等が位置づけられています。



【紀州東照宮例大祭（和歌祭）】

近畿地方整備局管内における認定都市

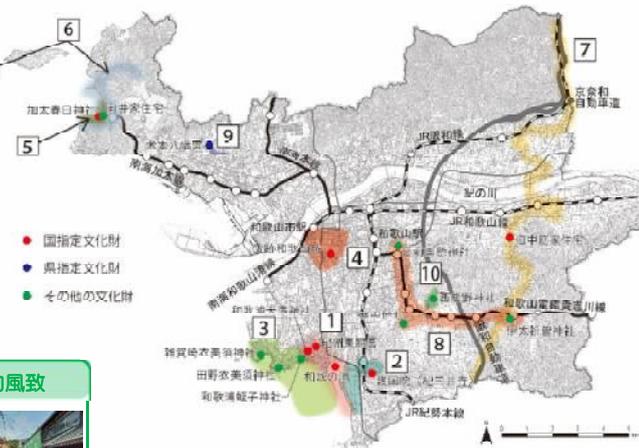
近畿地方整備局管内では、これまで10市町が歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、今回の和歌山市の認定により11市町となります（全国では66市町）。

- 彦根市 平成21年 1月認定（中山道と宿場町・城下町の伝統等）
- 京都市 平成21年11月認定（暮らしに息づくハレとケのまち京都等）
- 長浜市 平成22年 2月認定（長浜曳山祭・大通寺とその門前町等）
- 宇治市 平成24年 3月認定（離宮祭「宇治神社と宇治上神社の祭礼」等）
- 堺市 平成25年11月認定（百舌古墳群周辺・環濠都市区域等）
- 斑鳩町 平成26年 2月認定（法隆寺を舞台とした「鬼追式」・「お会式」等）
- 向日市 平成27年 2月認定（向日神社と各種祭礼・史跡長岡宮跡と大極殿祭等）
- 奈良市 平成27年 2月認定（古都奈良を代表する祭礼・行事等）
- 湯浅町 平成28年 3月認定（醤油・金山寺味噌醸造の伝統が薫る町並み等）
- 広川町 平成28年10月認定（稲むらの火の伝承活動・広八幡神社の祭礼等）
 （認定順・カッコ内は代表的な歴史的風致を抜粋）

和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

計画期間：平成30年度（2018）～平成39年度（2027）

本市は、紀伊半島の北西部に位置し、豊かな海に恵まれ、特に「和歌の浦」は風光明媚な景勝の地として広く知られた。中世末には「和歌山城」が築城され、徳川御三家の城下町として繁栄を極めた。徳川家ゆかりの城下町や名勝和歌の浦など固有の歴史文化遺産が各所に残り、和歌祭など脈々と継承される伝統的活動とともに、本市固有の歴史的風致を形成している。



1) 景勝地和歌の浦にみる歴史的風致

紀州東照宮の和歌祭は、和歌の浦の景勝をあらゆる要素が随所に盛り込まれ、町並みや和歌浦湾を背景に和歌浦一帯を練り歩く。また、和歌浦天満神社の天神祭は、地域に密着し風物詩として人々に親しまれてきた。さらに、和歌の浦の景勝や自然は人々の保全活動により守られてきた。和歌の浦は、自然環境と歴史的重層性を示す建造物が一体となった特有の景勝地であることが誇りとされ、保全活動や祭礼が根付き、歴史的風致を形成している。



和歌祭（渡御行列の巡行）



2) 紀三井寺にみる歴史的風致

紀三井寺の名の由来ともなった三井水は、古来より地域住民や住職らにより守られ、今もこの水を汲むために参拝者が訪れる。また、紀三井寺の籠、市引に広がる畑地で生産される農産物は、この地の特色となる。また、対岸の和歌の浦までの景勝の一部ともなっている。紀三井寺は、地域住民の活動により、今も多くの人々を惹きつける名所となり、歴史的風致を形成している。



吉祥水感謝例祭

5) 加太春日神社の海老祭にみる歴史的風致

加太春日神社の海老祭は、まちなかや加太浦に沿って地区一帯を神輿が巡行し、加太の人々の暮らしや生業の営みを感じることができ。また、加太の人々にとって海老祭は、伝統文化の継承とともに地域の一体感を醸成する場ともなっており、暮らしと生業が一体となり、歴史的風致を形成している。



神輿の巡行

3) 和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風致

雑賀崎・田野浦・和歌浦は、現在も漁業が生業として続けられるとともに、漁業に結びつく伝統行事が継承され、地域に根付いた行事として大切にされている。雑賀崎・田野浦・和歌浦の暮らしは漁業とともにあり続け、漁業という生業が集落に息づいた地域として歴史的風致を形成している。



和歌浦の漁業集落

6) 葛城修験にみる歴史的風致

平安時代末期から続く葛城修験は、修験の形式は一部変容しながらも、自然を信仰の対象とし、自然から力を得るとする人々の目的は変わらず受け継がれている。加太・反ヶ島には、修験の歴史を今に伝える建物や遺跡が、修験の活動とともに残り、歴史的風致を形成している。



葛城修験・春の経入り

4) 城下町和歌山にみる歴史的風致

和歌山城は戦災に遭いながらも人々の活動により今日まで維持され、城周辺では今も残る掘割を保全する活動が住民により行われている。これらの活動のもと、茶道や西之丸を中心とした紅葉、山吹、桜の鑑賞など、文化に親しむ人々の活動が息づいている。このような活動により、和歌山城とその周辺は今も多くの人々を惹き付ける場であり続け、歴史的風致を形成している。



市民茶会

7) 熊野古道にみる歴史的風致

熊野参詣の歴史は古代にまで遡り、現在も人々の往来は続き、熊野古道の歴史を伝える活動が受け継がれている。王子社跡は熊野古道の歴史を伝える貴重な文化遺産であり、地域の人々の誇りとして大切に守られている。熊野古道は、その歴史を伝える活動とともに、地域住民にとって特別な存在として継承され歴史的風致を形成している。



王子社の案内板

8) 三社詣にみる歴史的風致

和歌山市では、古くより、初詣に日御国懸神社、伊太祁曾神社、龍山神社の三社に参詣する人が多く、この三社を結ぶことを目的に和歌山電軌貴志川線が通った。三社詣は本市の風習として根付いており、三社は、地域に限らず市民全体の歴史遺産となり、後世に守りたい歴史的風致を形成している。



三社詣

9) ノノ本の獅子舞にみる歴史的風致

木本八幡宮の例大祭は約500年継承される伝統行事であり、雷や太鼓の音に合わせた豪快な舞いは、木本地区の人々にとっての誇りであり、次の世代へと受け継がれてきた。木本八幡宮を背景に獅子舞が舞う風景、そして獅子舞を守る人々の活動、これらは将来にわたって受け継いでいきたい歴史的風致である。



宮ノ原で行われる獅子舞

10) 団七踊にみる歴史的風致

団七踊は江戸時代から続く郷土芸能であり、毎年西熊野神社では団七踊が上演され、地域に音頭や太鼓の賑やかな音が響きわたる。子どもから大人まで踊る風景は、地域の人々にとって馴染み深い風景であり、一体感を感じさせる行事として大切に受け継がれ、歴史的風致を形成している。



団七踊

和歌山市の重点区域における事業の概要

重点区域の名称：和歌の浦区域 重点区域の面積：384ha

重点区域においては、文化財や歴史的な建造物等とそれらに結びついた人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、当該区域の歴史的風致の維持向上を効果的に推進する。また、これを通じて、その他の歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては本市全域の歴史的・文化的魅力の向上を目指す。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 1. 紀州東照宮境内修景整備・建造物美装化**
創建400周年（2021年）に向けて、建造物の美装化や修景整備（石橋や石階段の修繕、神輿舎の改修等）を実施する。
- 2. 玉津島神社境内修景整備**
修景整備（鳥居の復元、参道整備等）を実施するとともに、眺望を楽しめる広場の整備を行う。



紀州東照宮境内 神輿舎 玉津島神社鳥居

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

- 13. 街なみ調査（整備方針・事業計画策定）**
歴史的建造物が残る和歌の浦、紀三井寺周辺の町並みを調査・把握するとともに、修景整備のための整備方針、事業計画を策定する。
- 14. 住宅等沿道建物の外観修景**
歴史的建造物が残る和歌の浦、紀三井寺周辺の町並みの形成に向けて、助成等を通じて修景整備を行う。
- 15. 無電柱化の推進**
和歌祭の巡行経路や、紀州東照宮、和歌浦天満神社へつながる道路において無電柱化と美装化を行う。
- 16. 道路美装化・修景の推進**
歴史的な町並みに調和した道路の美装化、修景整備を行う。



あしべ通り 市道明光通線 無電柱化・美装化イメージ 御幸洗池公園 和歌浦観光遊歩道

(2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

- 11. 和歌祭の祭礼衣装等の新調・修繕**
和歌祭本来の鮮やかさを復原するため、祭で使用される伝統的な祭礼用具や衣装等の新調・修繕を行う。



和歌祭の祭礼衣装

(4) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業

- 22. 「和歌の浦」ガイダンス施設整備**
和歌の浦の歴史・文化の情報発信を行うガイダンス施設を整備する。
- 24. 和歌の浦の文化説明板・まち歩き案内板設置**
文化財の魅力や歴史を伝えるとともに、回遊性の向上を図る。
- 25. 日本遺産の魅力発信**
和歌の浦の魅力や歴史を広く発信・周知するため、様々な情報ツールを活用したPRを展開する。



ガイダンス施設イメージ 案内板イメージ

市全域を対象とした事業

3. 文化財の保存・修復と活用
4. 市域の文化財調査
5. 歴史的建造物等の公開・活用
6. 和歌山城の整備・活用
7. 歴史的風致維持向上支援法人への活動支援
8. 次世代の担い手育成事業
9. 歴史・文化に関する意識醸成・担い手拡大のソフト事業
10. 歴史・文化に着目したまちづくり支援事業
11. 無形民俗文化財の継承
12. 博物館歴史展示・講座の実施
13. 歴史・文化のプロモーション事業
14. 遺跡の普及・啓発



まち歩きイメージ



同時発表

文部科学省、農林水産省、
近畿地方整備局、九州地方
整備局、宗像市、和歌山市

平成30年3月22日
都市局公園緑地・景観課

福岡県宗像市・和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画を認定 ～築政務官より各市長に認定証を直接交付します～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画について、3月26日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、築国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付します。

今回の福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の認定により、当該計画の認定都市数は、66市町となります。（詳細は別紙参照）

【認定式】

1. 日 時 平成30年3月26日（月）15：10～

2. 場 所 築国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

* 報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能です。

* 取材をご希望の方は、14:55までに4階エレベーターホールにお集まりください。

* 国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 富所、工藤
TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32986) 03(5253)8954(直通)
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 中田、佐々木
TEL：03(5253)4111(内線 2865, 2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水
TEL：03(3502)6004

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成30年3月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等64市町の計画を認定しています。

このたび、福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画を3月26日に認定し、認定都市数は66市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

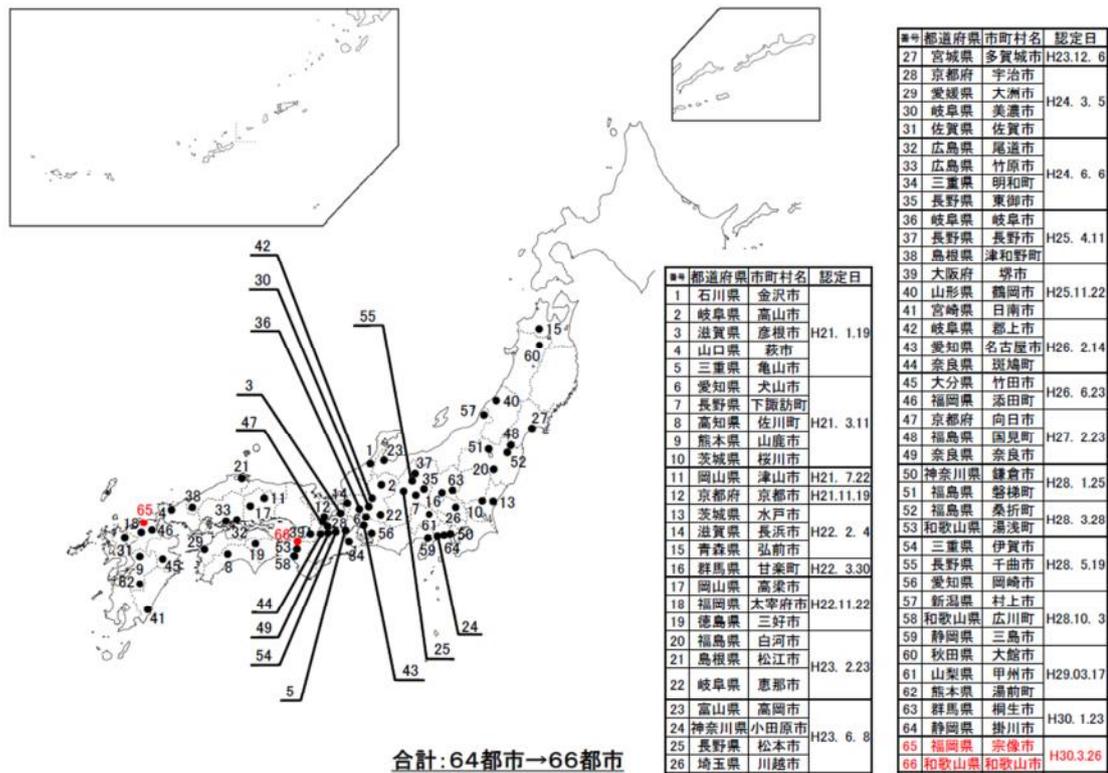


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

○宗像市歴史的風致維持向上計画（福岡県宗像市 認定申請日 H30. 2. 19）

国指定重要文化財「宗像神社^{へつみや}辺津宮本殿」や国指定史跡「宗像神社境内」及びこれらの周辺地域と、宗像大社で行われる秋季大祭や、漁業と結びついた^{えびすまつり}恵比寿祭等の伝統行事、唐津街道沿いの宿場町である^{あかましゆく}赤間宿における^{ぎおんまつり}赤間祇園祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、宗像大社等の歴史的建造物の保存修理・活用、ガイダンス施設の整備、祭礼活動の調査・記録・情報発信等に関する事業等が位置づけられています。



【宗像神社辺津宮】

○和歌山市歴史的風致維持向上計画（和歌山県和歌山市 認定申請日 H30. 2. 22）

国指定名勝「和歌の浦^{わかうら}」や、国指定重要文化財^{きみいでら}紀三井寺^{ごこくいんたほうとう}「護国院多宝塔」及びその周辺地域と、^{きしゅうとうしょうぐうれいたい}紀州東照宮例大祭^{さい}や紀三井寺境内の湧水の保全活動、和歌浦湾の漁業と^{のぼり}結びついた^{のぼり}幟揚げ神事等の伝統行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、紀州東照宮等の歴史的建造物の保存修理や公開活用、紀三井寺周辺等の修景整備、和歌祭等の祭礼活動に係る活動支援や担い手育成に関する事業等が位置づけられています。



【紀州東照宮例大祭（和歌祭）】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

認定歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置

①社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ意上げ、電柱電線類移設等を基幹事業に追加

④歴史的風致活用国際観光 支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象



重点区域

城址 (国指定史跡)
城郭 (重要文化財)

大なる庭園
(国指定史跡)

● コアとなる国指定文化財等
▲ 歴史的風致形成建造物